

杜の都 VIP200・100 カードローン (1/2)

平成31年4月1日現在

1. 商 品 名	杜の都 VIP200・VIP100 カードローン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業区域内に居住、または住所を有する事業所に勤務（又は営業） されている方 (2) 満20歳以上65歳未満の方 (3) 安定、継続した収入のある方 (3) 当金庫の審査基準を満たした方
3. お 使 い み ち	お使いみちはご自由です 但し、事業資金にお使いになることはできません
4. ご融資極度額	100万円、200万円 ※満20歳以上30歳未満の方は、極度額100万円とさせていただきます。
5. ご 利 用 期 間	(1) 3年間（原則自動更新） (2) 満70歳に達した場合、以後の更新はおこないません
6. ご 融 資 利 率	固定金利 年3.95%
7. お持ち頂く書類	本人確認資料 運転免許証またはパスポート等の顔写真付のもの （上記をお持ちでない方は、「健康保険証と住民票」、または「健康保険証と 現住所記載の公共料金等の領収書（申込みご本人宛のもの）をお持ちください。） 所得が確認できる書類 ・ご本人の源泉徴収票、または所得証明書
8. ご 返 済 方 法	定額返済 下記の極度額により返済額が変わります (1) ご融資極度額100万円 毎月10,000円 (2) ご融資極度額200万円 毎月20,000円 ※返済日は、毎月5日となります ※更にいつでも内入可能です
9. 保 証 会 社	必要ありません
10. 保 証 人	必要ありません
11. 担 保	必要ありません

杜の都 VIP200・100 カードローン (2/2)

12. 手数料・保証料	<p>(1) カード発行手数料 無料 (2) 保証料は必要ありません</p>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他	<p>❖ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>❖ ご契約時には、所定の印紙税が別途必要となります。</p> <p>❖ ローンカードは、全国の信用金庫、都市銀行、銀行、信用組合、農協、労金、ゆうちょ銀行等、提携金融機関のATMでご利用いただけます。</p> <p>❖ 詳しくは、窓口までお気軽にお問い合わせください。</p>